

# 山陽小野田市農業委員会

## 第9回

### 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和6年3月13日午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田 尾 光 一
会長職務代理者	1 4	五十嵐 奨
委 員	2	二 井 一 夫
	3	藤 井 豊
	4	森 田 祐 三
	5	田 中 覺
	6	相 本 まゆみ
	7	中 島 由紀子
	8	緒 方 始
	9	藤 田 勲
	1 0	池 田 直 美
	1 1	辻 村 勝 好
	1 3	國 吉 彰

4. 欠席委員 1 2 村 上 雅 彦

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 35号 農地法第3条 権利の移動

議案第 36号 農地法第5条 転用を目的とする権利移転

議案第 37号 現況証明願

報告第 15号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について

議案第 28号 農用地利用集積計画について

報告第 16号 非農地判定による通知について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局次長 銭 谷 憲 典

## 7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第9回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員は村上委員です。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 本日の議事録署名は3番藤井委員と4番森田委員にお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第35号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
- 事務局の説明を求めます。
- 局次長 今月の農地法第3条の許可申請は3件です。
- 議案第35号番号25について議案書をもとに説明いたします。
- 2ページをご覧ください。
- 申請地は、          から          へ約3.8kmに位置する第2種農地です。
- 申請内容は下表のとおりです。
- 公図は3ページをご覧ください。
- 本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 6番 はい。3月5日に事務局2名と五十嵐委員と私の4名で現地の確認をさせていただきました。
- 周辺の状況は、南側は譲渡人の保全管理の田、北側は水路が通っておりまして。
- 東側の方は雑種地となっております。
- 西側の方も水路を挟んで干拓地がありました。
- 申請地の状況は保全管理中でした。
- 譲渡人は身体が不自由なため、耕作が出来ず、譲渡するそうです。
- 譲受人の方は譲渡人の田のすぐ隣に田がありますので、耕作可能だと思えます。
- 果樹等を植えられるとのことでした。
- これで現地報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。
- 無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 35 号番号 25 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 26 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 35 号番号 26 について議案書をもとに説明いたします。  
4 ページをご覧ください。  
申請地は、          からから          へ約 0.8 k m に位置する第 3 種農地  
です。  
申請内容は下表のとおりです。  
公図は 5 ページをご覧ください。  
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満  
たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
1 4 番 はい。3 月 5 日に事務局 2 名と相本委員、私の 4 名で現地の確認を  
させていただきました。  
申請地は          地区になります。  
周辺の状況は、西側が畑で他は宅地に囲まれていました。  
申請地の状況は樹木が植えてあり、きれいに管理されていました。  
譲渡人は遠方において所有地を管理出来ないので譲渡するそうです。  
譲受人は図面西側の隣接した畑地も含め 18 a を耕作しており、耕作  
可能と思われます。

議長 これで現地報告を終わります。  
何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 35 号番号 26 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 27 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 35 号番号 27 について議案書をもとに説明いたします。  
6 ページをご覧ください。  
申請地は、          からから          へ約 0.7 k m に位置する第 3 種  
農地です。  
申請内容は下表のとおりです。  
公図は 7 ページをご覧ください。  
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満  
たしていると考えられます。

議長  
6 番

次に現地調査報告をお願いします。

はい。現地報告させていただきます。

鴨庄地区になります。

3月5日に事務局2名と五十嵐委員と私の4名で現地を確認いたしました。

周辺の状況は、北側は譲受人が購入された家屋、西側が宅地、東側と南側が田んぼとなっております。

申請地の状況は■■■■が保全管理の田んぼで、■■■■は梅の木等の木を植えてありました。

譲渡人は農業後継者がいないため譲渡するそうです。

譲受人の方は北九州に住んでおられて小野田に会社があり、前から農業をやってみたいと考えておられて、今回空き家バンクに自宅兼倉庫が載っていたので、それを購入されて、四月よりそちらで耕作をされるという風に聞いております。

以上のことから別に問題ないと思われまます。

これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第35号番号27に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第5条の許可申請は2件です。

議案第36号番号38について議案書をもとに説明いたします。

9ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約0.7kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は10ページ、土地利用図は11ページから17ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 4 番

はい。■■■■地区になります。

3月5日に事務局2名と相本委員、私の4名で現地を確認させていただきました。

周辺の状況は西側が山林で東側と北側は保全管理中の畑地、南側は宅地になっていました。

申請地の状況は保全管理中でした。

雨水処理に関しては溜枡から市道東側にある水路に排水します。

汚水に関しては公共下水で処理します。

周辺農地への取水、排水及び進入路に関しては影響ありません。

境界については測量杭、既設構造物等で確認しました。

以上のことから特に問題ないと思います。

これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第36号番号38に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号39について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第36号番号39について、議案書をもとに説明いたします。

18ページをご覧ください。

申請地は、          から          へ約2.9kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は19ページ、土地利用図は20ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第2種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

14番

はい。申請地は          地区になります。

周辺の状況は西側が駐車場、南側と東側が保全管理中の田んぼで北側が道路に面していました。

申請地の状況は保全管理中でした。

雨水処理に関しては自然流下で農業用排水路に排水します。

埋め立て法面の処理は、申請地の西側に駐車場があって、それと同じ高さになるまで1.2メートル盛土して、西側の駐車場と一体利用されるそうです。

申請地への進入路の位置は図面の北側で、幅員は4メートルです。

周辺農地への取水、排水及び進入路に関しては影響ありません。

境界については既設構造物、畦畔等で確認しました。

以上のことから特に問題ないと思います。

これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 36 号番号 39 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 37 号「現況証明願いについて」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

今月の「現況証明願い」は 2 件です。

議案第 37 号番号 14 について議案書をもとに説明いたします。

22 ページをご覧ください。

申請地は、                    から          へ約 2 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 23 ページをご覧ください。

本件は、自宅裏の農地に手続きをしないままに、約 30 年前から倉庫を建てたり、木を植えたりしたものです。

今後も農地として利用することが困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

6 番

はい。報告させていただきます。

柏原地区になります。

申請地は先程事務局の方が言われたとおりに、30 年前から小屋が建っていたり、木が植えてある状態になっておりました。

周辺の状況は、北側は山林になっております。

南側は申請者の宅地になっております。

申請地の状況は、作業小屋等が建っておりました。

以上のことから農地性はないと思われま。

これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 37 号番号 14 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

局次長

次に番号 15 について事務局の説明を求めます。  
議案第 37 号番号 15 について議案書をもとに説明いたします。  
24 ページをご覧ください。

申請地は、                    から■へ約 1 k m に位置する公共投資の対象  
となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。  
公図は 25 ページをご覧ください。

本件は、平成 8 年に農地転用の許可を得て駐車場に転用しましたが、  
法務局で地目変更の手続きをしていませんでした。

先日、昔の許可書の再発行をされたのですが、現況の証明にはなら  
ないということで、法務局で受け付けてもらえませんでしたので、現  
況確認の申し出をされたものです。

議長  
6 番

次に現地調査報告をお願いします。

はい。現地の報告をさせていただきます。

申請地は先程言われたとおり駐車場になっておりました。

周辺の状況は北側と南側が畑、西側は田んぼと、ちょっとお墓みた  
いなのが建っておりました。

東側は田んぼになっております。

申請地の状況は、先程申し上げましたとおりのアスファルトがひい  
てある駐車場の隣になって、ちょっとした雑種地みたいになっており  
ました。

進入路は南側の道路から入っていきますので、別に問題ないと思わ  
れます。

水利関係は発生しません。

以上のことから農地性はないと思われれます。

これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 37 号番号 15 に  
賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 15 号「農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出  
について」事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第 4 条第 1 項但し書きの規定による届出は 1 件です。  
報告第 15 号番号 6 について議案書をもとに説明いたします。  
27 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約 3.3 km に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。公図は 28 ページ、土地利用図等は 29 および 30 ページをご覧ください。

議長  
1 4 番

次に現地調査報告をお願いします。

はい。梅田地区になります。

申請地の周辺の状況は東側が宅地で北側が赤字道、その向こうが伐採された山林になっていました。

西側と南側は畑地で保全管理中でした。

申請地の状況は既に整地されていて、■■■■の申請地と■■■■の図面で旋回場になる部分には砕石が撒かれてました。

また■■■■の南側以外はぐるりと擁壁で囲まれてました。

申請地への進入路の位置は図面の右上で、幅員は 3 メートルです。

境界については既設構造物で確認しています。

周辺農地への取水、排水及び進入路に関しては影響ありません。

以上のことから特に問題ないと思います。

これで現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 15 号番号 6 は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 38 号「農用地利用集積計画」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長

32 ページを御覧ください。

議案第 38 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 22 番から 25 番までの 4 件、8 筆、9,697 m<sup>2</sup>でございます。

ご審議の程をお願いします。

議長

何か質問はありませんか

無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第 38 号は原案どおり決定することとします。

次に報告第 16 号「非農地判定による通知について」事務局の説明を求めます。

局次長

33 ページを御覧ください。

報告第 16 号、この度行う非農地判定による通知は、番号 1、47 筆、26,037 m<sup>2</sup>で、所有者数は 41 人です。

議長 何か質問はありませんか。

11番 これはこの非農地の、えーと、大体これで一応小野田の方は終わったという事でよろしいですか。この案件以外は。

局次長 議長。

議長 はい。事務局お願いします。

局次長 毎年、利用状況調査をしたときにB判定になったら非農地判定しますので、木が生い茂ったりもしますので、小野田地区が全部終わったとかではなく、竜王山の麓とかもどンドン山になっていきますし、どンドン出てくると思います。以上です。

11番 分かりました。

議長他に何か質問ありませんか。無いようでしたら報告第16号は原案どおり処理いたします。

局次長 以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局次長 次回の現地調査は、4月5日(金)9時から、二井委員、藤井委員でお願いします。

議長 第10回総会は、4月12日(金)13時30分からで、会場は保健センター一集団指導室です。

議長 以上をもちまして第9回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後2時10分 閉会

令和 年 月 日

山陽小野田市農業委員会

会 長

---

議事録署名委員

3番委員

---

議事録署名委員

4番委員

---